

「知的財産推進計画2026」の策定に向けた意見

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター

<要旨>

実演の権利保護と公正な利用とを実現する仕組みとして、「レコード演奏・伝達権の導入」、「AIの利活用について適切に対応する保護の在り方に関する検討」、「インターネットにおける実演の利用からの適切な対価還元」、「視聴覚的実演に係る経済的権利の見直し」及び「私的録音録画におけるクリエーターへの適切な対価還元」に積極的に取り組むべきである。

<全文>

グローバル化やデジタル・ネットワーク技術の進展により、多種多様な実演の利用が拡大している。このような中で、実演の権利保護と公正な利用とを実現する仕組みが重要であり、政府として次の取組みを積極的に進めるべきである。

1. レコード演奏・伝達権の導入

我が国著作権法では、作詞家・作曲家など音楽の著作者には、演奏権や公の伝達権が認められているものの、実演家及びレコード製作者には、レコードに固定された実演を公衆に聞かせる行為に係る権利（レコード演奏・伝達権）が認められていない。

レコード演奏・伝達権は、ローマ条約12条及びWIPO実演・レコード条約15条に定める公衆への伝達に係る権利の範疇として位置付けられるものの、我が国は、その適用を一部留保し、実演家及びレコード製作者にレコード演奏・伝達権を認めていない。しかしながら、欧州諸国をはじめとして、近時では、韓国、中国及びシンガポールなどアジア諸国においてもレコード演奏・伝達に係る権利が導入されており、我が国は国際的な潮流から取り残されている状況にある。

『知的財産推進計画2025』でも、「アーティストの海外展開を後押しするため、レコード演奏・伝達権の導入について、関係者の合意形成の見通しや法制的な枠組み等を含めた在り方を議論し、早期に結論を得る」とされているところであり、文化審議会著作権分科会「政策小委員会」において、レコード演奏・伝達権について重点的な議論が重ねられているところである。

我が国が文化芸術立国を掲げながら、国際的な潮流から取り残されている状況下にあるという問題の深刻さを認識し、レコード演奏・伝達権の導入に向けた検討を着実に進めるべきである。

2. AI の利活用について適切に対応する保護の在り方に関する検討

ChatGPT をはじめ、音楽生成 AI の Suno や Udio、動画生成 AI の Sora など様々な生成 AI が登場し、生成 AI によってコンテンツが際限なく生成され、インターネット等を通じて拡散されている。このような生成 AI による実演の学習や AI 生成物の拡散に対して、実演家は十分にコントロールできず、実演家の創作活動に大きな支障が生じる懸念がある。

生成 AI による生成物に対するコントロールは、著作権法に基づく実演家の著作隣接権による対応が考えられるが、文化審議会著作権分科会「法制度小委員会」による『AI と著作権に関する基本的な考え方』では、著作隣接権と AI との関係については議論を継続する必要があるとされている。生成 AI により、ある実演家の演奏や歌唱などの実演が学習され、その実演家の実演に類似した生成物が生み出されたとしても、著作物の場合と異なり、学習された実演に係る実演家の著作隣接権が当該生成物に対して及ぶか否かは明らかではない。このような著作物の利用とは前提が異なることに十分に留意し、生成 AI における実演の利用に係る固有の問題について、生成 AI による利用実態や諸外国の動向にも注視しつつ、議論を継続する必要がある。

また、著作隣接権の保護対象とならない肖像や容姿、声などの生成 AI における利用や生成については、肖像権、パブリシティ権や不正競争防止法による対応も考えられるところであり、『知的財産推進計画 2025』でも「生成 AI における俳優や声優等の肖像や声の保護に関し、不正競争防止法等の関連法や裁判例における考え方について整理した内容について、周知を行うとともに、契約による対価還元策の検討や侵害行為に関するプラットフォームとの連携体制の構築等について検討する」とされている。経済産業省が公表した「肖像と声のパブリシティ価値に係る現行の不正競争防止法における考え方の整理について」では、事案によっては不正競争防止法上の不正競争に該当し得るとしているため、限定的な範囲でしか対処できない。また、肖像権やパブリシティ権は、判例を通じて認められてきた権利であることから、その主体や客体、対象となる行為、救済方法などについては明らかではないところも多く、刑事罰が適用されないなど限界もある。

したがって、現行の不正競争防止法や判例に基づく肖像権やパブリシティ権による対応だけでは、全てをカバーすることが困難であることから、タレントやアーティストの肖像や容姿、声などを保護する独自立法による解決の可能性も視野に入れつつ、

より議論を深める必要がある。

3. インターネットにおける実演の利用からの適切な対価還元

デジタルトランスフォーメーション（DX）時代において、実演家の活動を取り巻く環境は著しく変化しているものの、実演家がコンテンツの創造、ひいては文化芸術の担い手の中心にあることに何ら変わりはなく、実演家の権利が保護され、良質なコンテンツの創造サイクルが守られる仕組みをつくる必要がある。

世界の音楽売上を見ても、ストリーミング売上がパッケージ売上を上回っている。日本では、依然としてパッケージ売上が多いものの、ストリーミング売上も3割以上を占めている状況にある。創造サイクルが守られるためには、インターネット上における実演の利用からの適切な対価還元は喫緊の課題と言える。実演家は、実態としてレコード製作者への権利譲渡等により、インターネット上における実演の利用から、必ずしも適正な対価（公平な報酬）が確保されていない。しかも、YouTubeのようなユーザー・アップロード型ストリーミング・サービス事業者が音楽の利用から得ている収益と音楽業界、ひいては権利者に還元される利益との不均衡が、いわゆる「バリューギャップ問題」として、国際的にも問題視されている。

欧州では、2019年に「デジタル単一市場における著作権指令」（DSM指令）が採択され、著作者や実演家への適切な対価還元を確保することを求めるとともに、ユーザー・アップロード型ストリーミング・サービス事業者の著作権法上の責任を明確にするよう求めている。このDSM指令を踏まえて、ドイツやベルギーでは、著作者や実演家に対する適切な対価還元を確保するための措置を講じる法改正も行われている。

政府として、諸外国（特にEU各国）の最新動向にも注視しつつ、インターネットにおける実演の利用からの適切な対価還元に向けて積極的な検討を進めるべきである。

4. 視聴覚的実演に係る経済的権利の見直し

映画は、劇場上映にはじまり、パッケージ化、放送、インターネット配信など利用範囲は拡大している。さらには、NetflixやAmazonなどの巨大プラットフォームによる、インターネットで公開される映像作品も数多く登場している。

コンテンツビジネスの振興が国家戦略のひとつに掲げられて久しいものの、映画のコンテンツの創造に多大なる貢献をしている俳優などの実演家に対しては、十分な経済的権利が付与されていない。例えば、我が国著作権法では、劇場用映画がパッケージ化され販売されたり、放送やインターネットで利用されたりしても、実演家に対し

て権利が認められていない状況にある。

他方、視聴覚的実演に関する国際秩序に目を向けると、我が国も締結した「視聴覚的実演に関する北京条約」が 2020 年に発効し、視聴覚的固定物に固定された実演に関して複製、譲渡、貸与、利用可能化並びに放送及び公衆への伝達に係る経済的権利を付与している。

実演家をはじめとするクリエーターへの適切な対価還元を実現する法的基盤を持たなければ、コンテンツビジネスの振興は実現できない。改めて創作者保護の観点から、我が国における視聴覚的実演に係る経済的権利の見直しについて検討すべきである。

5．私的録音録画におけるクリエーターへの適切な対価還元

私的録音録画補償金制度見直しの問題は、文化審議会著作権分科会における議論をはじめ、2003 年 7 月の『知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画』から、繰り返し取り上げられているものの、補償金制度は形骸化したままの状況が続いている。

文化審議会著作権分科会における結論を受けて、関係省庁間での協議が進められた結果、2022 年 10 月にはブルーレイディスクレコーダー及びブルーレイディスクを私的録画補償金の対象とする政令改正が成立したものの、徴収が開始されたのは、2025 年 12 月 1 日からである。また、大量の音楽を録音することができるハードディスク内蔵型録音機器については、依然として私的録音補償金制度の対象外とされたままである。

我が国では私的複製に関して広範な権利制限規定を有しているにも関わらず、デジタル方式による私的複製から生じる不利益を補償するための私的録音録画補償金制度は形骸化し、機能不全に陥ったままの状態にある。

現行の私的録音録画補償金制度が対象として想定している私的複製の蓋然性が高い機器等を対象とする政令改正を引き続き検討するとともに、現行制度ではカバーできていないクリエーターへの対価還元を実現するために、新たな補償金制度の設計について、空白期間を生ずることなく早期に結論を得て、必要な措置を講じるべきである。

以上